

広島県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成三十年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
クリニック長坂	尾道市久保一丁目一三番一四号	平成三〇年四月一日
馬越歯科医院	尾道市土堂一丁目三番二四号	平成三〇年四月三〇日
しまなみ歯科医院	尾道市新浜一丁目三番四六号	平成三〇年四月二日
医療法人社団中村医院	安芸郡府中町本町三丁目四番一号	平成三〇年二月八日